

高度人材に対するポイント制による出入国管理上の優遇制度

～外国人雇用状況届出が必要です～

雇用対策法により、すべての事業主の方に外国人の雇い入れと離職の際に、その都度、氏名、在留資格、在留期間等について確認し、ハローワークへ届け出ることが義務づけられています。

高度人材に対するポイント制による出入国管理上の優遇制度（以下「ポイント制」という）に伴う外国人雇用状況届出における在留資格の記載方法については、次頁以降をよくご確認ください。

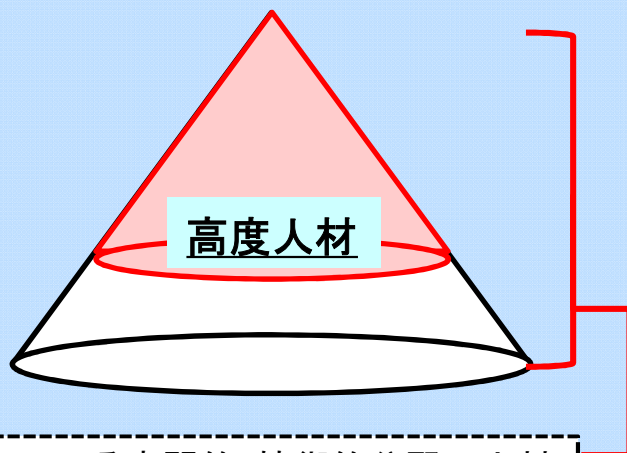
Q.ポイント制による出入国管理上の優遇制度とは

A. 高度人材（現在でも就労が認められてる外国人のうち、高度な資質・能力を有すると認められる者）の受入れを促進するため、高度人材に対しポイント制を活用した出入国管理上の優遇措置を与える制度です。

高度人材の活動内容を、『**学術研究活動**』『**高度専門・技術活動**』『**経営・管理活動**』の3つに分類し、それぞれの特性に応じて、「学歴」、「職歴」、「年収」などの項目ごとにポイントを設け、**ポイントの合計が一定点数に達した場合に、出入国管理上の優遇措置を与えることにより、高度人材の我が国への受入れ促進を図ることを目的とするものです。**

（高度人材に与えられる優遇措置）

- ◆複合的な在留活動の許容
- ◆在留期間「5年」の付与
- ◆在留歴に係る永住許可要件の緩和
- ◆入国・在留手続の優先処理
- ◆配偶者の就労
- ◆一定の条件の下での親の帯同
- ◆一定の条件の下での高度人材に雇用される家事使用人の帯同



現在でも就労が認められている専門的・技術的分野の人材

参照URL

- 外国人雇用状況届出について
(<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/gaikokujin-koyou/>)
- ポイント制度について(法務省入国管理局HPをご参照ください。)
(http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact_3/index.html)



厚生労働省

外国人雇用状況届出については、事業所を管轄するハローワークへお問い合わせ下さい。

雇用保険の被保険者となる外国人の場合 (雇用保険被保険者資格取得届)

- ✓ ポイント制の対象となる方の在留資格は「特定活動」となります。
- ✓ 在留カードのみでは、その具体的な活動類型が確認できないため、旅券に添付されている「指定書」を確認する必要があります。
- ✓ 高度人材外国人本人は3区分、高度人材外国人の配偶者については2区分のいずれに該当しているかを、指定書で確認の上、届け出てください。

指定書で確認する区分	届出の「在留資格」の記載
高度学術研究活動	特定活動(高度学術研究活動)
高度専門・技術活動	特定活動(高度専門・技術活動)
高度経営・管理活動	特定活動(高度経営・管理活動)
高度人材外国人の就労する配偶者	特定活動(高度人材の就労配偶者)
高度人材外国人の扶養を受ける配偶者又は子	特定活動(その他) (資格外活動許可事実を確認し、「有」に○をしてください。)

高度人材外国人

配偶者

様式第2号 雇用保険被保険者資格取得届

〒 0123456789

この用紙は、このまま機械で処理しますので、汚さないようにしてください。

1. 被保険者番号

2. 区分 (1 新特 (2 再特)

3. 被保険者氏名 フリガナ (カタカナ)

4. 変更後の氏名 フリガナ (カタカナ)

5. 性別 (1 男 (2 女)

6. 生年月日 (4 大正 3 昭和 (4 平成

7. 事業所番号

8. 被保険者となったこと

9. 資金 (支払の態様一資金片額: 単位千円) (2 貸付 3 日額 貸付 5 その他)

10. 雇用形態 (1 派遣 2 派遣 3 派遣 4 派遣 5 派遣 6 派遣 7 その他)

11. 資格取得年月日

12. 職種 (1~8 第2部 第9部

14. 番号複数取得チェック不要 (チェックリストが出力されたが、調査の結果、同一人でなかった場合に「有」を記入。)

●雇用保険被保険者資格取得届の備考欄⑮

18. 国籍・地域	在留資格
在留期間	資格外活動許可の有無
西暦 年 月 日まで	有・無
<input type="checkbox"/> 派遣・請負労働者として主として17以外の事業所で就労する場合	

18. 国籍・地域	在留資格
在留期間	資格外活動許可の有無
西暦 年 月 日まで	有・無
<input type="checkbox"/> 派遣・請負労働者として主として17以外の事業所で就労する場合	

拡大図

